



<http://www.ne.jp/asahi/m/net/>

2021年8月27日

衆議院法務委員会
委員長 義家弘介 様

NPO法人 mネット・民法改正情報ネットワーク
〒107-0052 東京都港区赤坂2-6-22-304
TEL/FAX03-3568-3077

選択的夫婦別姓導入を求める請願の審査内容の開示について（お願い）

貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、法制審議会が選択的夫婦別姓導入の民法改正を答申してから25年が過ぎましたが、民法改正は現在まで行われていません。

今年の通常国会では、選択的夫婦別姓導入を求める質問が、与野党の議員によって、かつてない規模で活発に行われました。また、請願は、衆議院で17万1607名、参議院では14万8379名、衆・参の合計は31万9986名と過去最多の提出になりました。のべ32万もの法改正を待ち望む人が、住所・氏名を一人一人が手書きした署名に、150名に上る国会議員が紹介議員となって協力して積み上げた署名数です。

請願は、憲法16条に基本的人権の一つとして定められており、選択的夫婦別姓は、個人の尊厳と両性の平等にかかわる重要な人権の問題です。

選択的夫婦別姓を求める請願は1975年から提出されています。46年もの長きに渡り提出されながら、その審査は、国会閉会日の法務委員会理事会で、数分の形式審査で不採択とする状況が続いていると承知しています。

しかしながら、請願署名を呼びかけ、取りまとめた団体や個人から、国会が、請願を重く受け止めていないことに対する失望や、制度のあり方を疑問視する意見が寄せられています。mネットとしても、国会が基本的人権を軽視し、請願制度を形骸化させてしまうのではないかと憂慮しています。

そこで、mネットは、通常国会で選択的夫婦別姓導入を求める過去最多の請願がどのように審査されたのか、具体的に、多くの国民が理解できるよう説明を求めます。

なお、回答については9月10日までに頂ければ幸いに存じます。



<http://www.ne.jp/asahi/m/net/>

2021年8月27日

参議院法務委員会

委員長 山本香苗様

NPO法人 mネット・民法改正情報ネットワーク

〒107-0052 東京都港区赤坂2-6-22-304

TEL/FAX03-3568-3077

選択的夫婦別姓導入を求める請願の審査内容の開示について（お願い）

貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、法制審議会が選択的夫婦別姓導入の民法改正を答申してから25年が過ぎましたが、民法改正は現在まで行われていません。

今年の通常国会では、選択的夫婦別姓導入を求める質問が、与野党の議員によって、かつてない規模で活発に行われました。また、請願は、衆議院で17万1607名、参議院では14万8379名、衆・参の合計は31万9986名と過去最多の提出になりました。のべ32万もの法改正を待ち望む人が、住所・氏名を一人一人が手書きした署名に、150名に上る国会議員が紹介議員となって協力して積み上げた署名数です。

請願は、憲法16条に基本的人権の一つとして定められており、選択的夫婦別姓は、個人の尊厳と両性の平等にかかわる重要な人権の問題です。

選択的夫婦別姓を求める請願は1975年から提出されています。46年もの長きに渡り提出されながら、その審査は、国会閉会日の法務委員会理事会で、数分の形式審査で不採択とする状況が続いていると承知しています。

しかしながら、請願署名を呼びかけ、取りまとめた団体や個人から、国会が、請願を重く受け止めていないことに対する失望や、制度のあり方を疑問視する意見が寄せられています。mネットとしても、国会が基本的人権を軽視し、請願制度を形骸化させてしまうのではないかと憂慮しています。

そこで、mネットは、通常国会で選択的夫婦別姓導入を求める過去最多の請願がどのように審査されたのか、具体的に、多くの国民が理解できるよう説明を求めます。

なお、回答については9月10日までに頂ければ幸いに存じます。